（内閣府設置法の一部改正）

第三条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表平成三十三年三月三十一日の項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同表平成三十四年三月三十一日の項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項の次に次のように加える。

令和七年三月三十一日	地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第六十四号）に基づく特定地域づくり事業協同組合（同法第二条第三項に規定する特定地域づくり事業協同組合をいう。）の安定的な運営を確保するための事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

附則第二条第二項の表平成三十八年三月三十一日の項中「平成三十八年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同表平成三十九年三月三十一日の項中「平成三十九年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第三条の表平成三十四年三月三十一日までの間の項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第四条第一項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、「沖縄振興特別措置法」の下に「（平成十四年法律第十四号）」を加える。

附則第四条の二第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（地方創生推進事務局の所掌事務の特例）

第四条の二の二　地方創生推進事務局は、第四十条の二第一項に規定する事務のほか、令和七年三月三十一日までの間、附則第二条第二項の表令和七年三月三十一日の項の下欄に掲げる事務をつかさどる。

附則第四条の三中「平成三十九年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第五条第二号中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
厚生労働大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　梶山　弘志

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十二月四日

政　令

政令第百七十二号

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第五条第三項、第六条及び第十条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令（昭和六十三年政令第五十号）の一部を次のように改正する。

令和元年十月十一日から同月十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百七十一号

令和元年十月十一日から同月十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

令和元年十月十一日から同月十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第百四十二号）の一部を次のように改正する。

題名中「同月十四日」を「同月二十六日」に改める。

第一条の表中「同月十四日」を「同月二十六日」に改め、「第六条まで」の下に「、第十条」を、「第二十条」の下に「、第二十二条」を加え、同表備考中「台風第十九号」の下に「、同年台風第二十号及び同年台風第二十一号」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉

内閣総理大臣　安倍　晋三